

第14章 自己点検・評価

I 全学

【目的】

教育・研究水準を維持・向上させるために、組織や活動についての点検・評価を不断に行い、問題点を改善していくことを目的とする。

（自己点検・評価）

・自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

【現状】

本学での自己点検・評価を恒常的に行うための制度は、1991年大学設置基準の改正を受け、いち早く自己点検・評価の実施を学則に明記したことに始まる。その後、教学及び法人を含めた「学校法人明治大学自己点検・評価基本規程」等関連規程を整備し、1997年に大学基準協会の相互評価認定を得た。以来、毎年度、教学及び法人の各機関・各部署において自己点検・評価を実施し、教学自己点検・評価委員会（以下、教学委員会）及び法人自己点検・評価委員会（以下、法人委員会）がそれぞれの報告書を取りまとめ、総長を委員長とした自己点検・評価基本委員会（以下、基本委員会）で審議し、基本委員会見解を付して明治大学自己点検・評価報告書及び学部等自己点検・評価報告書（以下、教学報告書）は学内外に公開し、学校法人明治大学自己点検・評価報告書（以下、法人報告書）は学内資料とし、改善に資するよう活用してきた。

2003年度からは、学校教育法、同施行令及び同施行規則に自己点検・評価の実施と結果の公表、及び認証評価機関による認証評価の実施が明記されたことに伴い、2007年度認証評価申請を目途に、認証評価機関に認定された大学基準協会の点検・評価項目に従った自己点検・評価を実施している。また、同時に認証評価を含めた第三者による外部評価等にも対応するべく、今後の本学の自己点検・評価の体制・あり方等を全面的に改めるための検討を行った。その結果、2006年4月には、従来の自己点検・評価関連規程を廃止し、新たに「明治大学自己点検・評価規程」が施行された。これは、従来の総長を中心とした自己点検・評価体制を、2005年度からの総長制の廃止及び学校教育法の改正に伴う認証評価機関への認証評価申請の義務化により、本学の自己点検・評価を学則に定めるとおり、学長を中心とした大学全体としての総合的な自己点検・評価体制とするためのものであった。

新たな規程では、これまで総長のもとに統括されていた自己点検・評価のプロセスを学長のもとで実施するため、学長を委員長とする自己点検・評価全学委員会（以下、全学委員会）を設置した。今後、本学の自己点検・評価は、全学委員会のもとで審議され、その決定に基づいて自己点検・評価学部等委員会（以下、学部等委員会）が主体的・具体的に実施することになる。この学部等委員会の自己点検・評価の結果に基づき、全学委員会は総合的な自己点検・評価を実施することになる。また、全学委員会が実施した総合的な自己点検・評価の結果を評価するため、理事長を委員長とする評価委員会を設置した。評価委員会は自己点検・評価のプロセスに実効性をもたせるため、全学委員会から提出される自己点検・評価報告書を第三者的視点から評価し、その評価結果を全学委員会に報告することになっている。

なお、2005年度に実施した2004年度自己点検・評価は、従来どおり、教学報告書及び法人報告書として、所定の手続きを経て2005年11月に作成・発行した。教学報告書は、全学的な自己点検・評価を目的に法人自己点検・評価項目と共通する「施設・設備等、社会貢献、管理運営、財務、事務組織」について、教学委員会が法人委員会と協議して法人報告書の点検・評価結果を取り込む試みを行い、教学を中心とした全学的な自己点検・評価報告書の作成に向けた第一歩を踏み出した。また、本学の特色に着目した独自の点検・評価項目を追加し、学長室では「教育・研究に関する年度計画書」（以下、年度計画書）の項目に基づいた点検・評価を行った。さらに、「2006年度教育・研究に関する年度計画書」の作成にあたっては、年度計画書の記述項目を自己点検・評価項目と同様にするなど自己点検・評価を具体的な改善につなげる方向性を明示した。

【問題点】

新たな規程に基づく学長を中心とした自己点検・評価体制は、2006年度からであり、その評価はこれからである。しかし、これまでも課題であった教学の自己点検・評価と法人の自己点検・評価を総合して行うことには、見方の違いを含めて、まだ調整の必要がある。教学報告書を見ると、全体として大学

基準協会が求める視点に対して記述されていないところや、実際の大学の活動が記述されていないこともある。これは部署によっては自己点検・評価に対する意識が低いこともあるが、普段の教育研究活動を有効に記述しにくい形式であることも一因である。また、実際に改善・改革が行われていても自己点検・評価のプロセスとして意識されておらず、また、この自己点検・評価をもとにして改善・改革が行われていないこともある。このように実際に自己点検・評価のプロセスが、大学の教育研究活動に有機的につながっているとはいえない面も多い。そのなかで 2005 年度から年度計画書の項目を、自己点検・評価項目と同様にしたことにより、自己点検・評価プロセスの有効性と実質性が向上したことは重要である。

【改善方針】

本学では、2003 年度の自己点検・評価から大学基準協会の項目にしたがった点検・評価を実施しているが、大学基準協会の視点に対して点検・評価を実施する際に記述しにくいということもあって、設定されている項目について点検・評価を行っていない箇所が見受けられる。従って、実際の教育研究活動が地道に行われているにもかかわらず、点検・評価プロセスで表に出てこない部分が多々あると思われる。各部署ではできるだけ網羅的にその活動が記録されているもの（年度計画書、ガイドブック、パンフレット、年報、各種報告書など）を参考にして、学部等にある様々な委員会の活動をすべて記述することなどをし、効果的で組織的な点検・評価にするよう要請した。将来的にはそれらの活動すべてに自己点検・評価のプロセスが生かされていくことが重要である。また、大学基準協会が定めている視点にそのまま従うということではなく、結果として点検・評価の内容に各視点が盛り込まれていれば良いのであるから、記述しにくいのであれば大学基準協会の項目以外に独自の項目を立て、そこに積極的に本学らしさ、学部らしさなどを記述することが重要である。これについては、毎年独自項目を工夫して増やすようにしている。

さらに、大きな問題として、これまでの自己点検・評価報告書には、大学全体としての点検・評価が記述されていなかったということがあげられる。認証評価申請にあわせ、各学部・研究科とともに、大学全体としての点検・評価を記述する必要がある。これは、従来実施してきた研究所、図書館、博物館や教務部の各種委員会、さらに法人部門での結果を大学全体の記述として活用していくことができるが、これまではそれぞれの部署ごとの記述に留まっており、点検・評価項目にもバラツキがあった。2005 年度は、これまで点検・評価を実施していなかった部署も含め、大学全体を点検・評価できるよう、そのことを意識して各部署に依頼した。全学としての記述は、新たな体制の下での全学委員会及び同委員会内に設置した報告書編集小委員会を中心に修正や追加などをして煮詰めていくことになる。自己点検・評価活動は、「目的・目標→現状→評価→改善」のプロセスが基本であり、大学の理念・教育目標からはじめて、各学部・機関や各部署の理念や目的・目標は必須のものであるが、必ずしもそれが意識されていないこともある。日々の教育・研究活動であるルーティーンとしての現状を踏まえながら、目的・目標に基づいた評価と改善・改革への「取組み」の記述が重要である。日々の実践、改革、そして新たな提案の「取組み」に目を向けることが重要である。また、年度計画書を自己点検・評価項目と同様としたことにより、今後は自己点検・評価の改善方針に基づいて年度計画書を作成することが望まれる。

・自己点検・評価プロセスに、学生・卒業生や雇用主などを含む学外者の意見を反映させる仕組みの導入状況

【現状】

本学では、1997 年に大学基準協会の相互評価認定を得て以降、毎年度、教学及び法人の各機関・各部署において自己点検・評価を実施し、報告書を学内外に公開するなどして、改善に資するよう活用してきた。自己点検・評価のプロセスでは、従来から規程に基づいて基本委員会及び法人委員会には、学外理事（校友）を含む法人理事及び学外から選出される学識経験者（校友）である評議員が加わっており、学外者の意見を反映させる仕組みはできている。2006 年 4 月からの新たな自己点検・評価体制においても、新たに評価委員会が設けられ、その構成は、理事長、学長、理事長が指名する常勤理事 2 名、各学部長及び大学院長 9 名、理事長が指名する学識経験者 7 名の計 20 名となっている。

また、教学にあっては、授業改善・教育改革推進のため、学長のもとに全学組織である教員研修（FD）委員会を設置し、授業改善のための「学生による授業評価アンケート」を 2003 年度から全学規模で実施してきた。自己点検・評価とは直接的に関連しないが、学生の意見を取り入れる仕組みはできつつある。

【問題点】

新たな自己点検・評価の体制が始まったばかりなので、そのプロセスに学外者の意見の反映が十分であるか検証していない。また自己点検・評価学生・卒業生や雇用主の意見を反映させるにまでは至っていない。

【改善方針】

新たな自己点検・評価プロセスは、自己点検・評価のプロセスを予算のプロセスと連動させ、自己点検・評価と具体的な改革を結びつけることなど積極的な企図もあるので、このプロセスを検証しながら、学外有識者だけ等からなる純然たる外部評価委員会が必要かどうか検討する。また、授業評価アンケートのさらなる活用や、今後は卒業生や雇用主への満足度調査なども必要となる。

（自己点検・評価と改善・改革システムの連結）

・自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

【現状】

自己点検・評価の結果は、「1997年大学基準協会相互評価認定」による「助言・勧告・参考意見」、教学委員会及び法人委員会で指摘された「問題点・将来へ向けての対応」等に対して、それぞれの当該機関・部署において改善・改革を図り、全学的な問題点・課題については、関連する機関・部署で改善・改革を図ってきた。従って、自己点検・評価制度の内容とその活動は有効である。しかし、「1997年大学基準協会相互評価認定」以降は、問題点・課題の洗い出しやその進捗状況を中心に定点観測的な自己点検・評価を実施してきたため、「自己点検」部分に主眼を置いた活動となっており、「自己評価」部分についてはやや不十分な面がある。

2005年度から「2006年度教育・研究に関する年度計画書」の作成にあたっては、年度計画書の記述項目を自己点検・評価項目と同様にするなど自己点検・評価を具体的な改善につなげる方向性を明示したので、自己点検・評価プロセスの有効性は高まっている。

【問題点】

学部や部署によっては、自己点検・評価委員会を既存の委員会や取組みを強く意識して構成したり、執行部を中心に行ったりして、実効性を持たせるように工夫しているところもあるが、まだ自己点検・評価委員が、他の教育・研究の活動と有機的につながらずに、単なる記述になってしまうところもある。改革に生かせなければ、単なる徒労に感じられてしまい、なおさら自己点検・評価の内容の低下を招く。むしろ、現状・問題点の洗い出し、改革や改善案の検討、実行可能なものを行っていくことは、日々の作業で常に行われている。その活動が自己点検・評価プロセスに表れることが、逆に自己点検・評価プロセスが日々の改革・改善に生かせるようになる。そのためには、理念・目標に従って、改革を行うことを意識化することが必要である。

【改善方針】

各学部・研究科など教育・研究の現場での改善や改革は、自己点検・評価プロセスとして意識し、それと連動した方が効果的であることを理解すべきである。そのためにも有効な自己点検・評価の方法を学内で研修することも必要である。各部署で独自の項目や独自の方法で自己点検・評価を行うことも良い。また、自己点検・評価の前提となる教育理念などについても、その理念に基づいて何を具体的にを行うかということを常に意識化する必要がある。分かりやすい記述にするための図式化や数値化も必要な部分もあるといえる。さらに、自己点検・評価の改善方針に基づく年度計画書の作成や各学部や部署の自己点検・評価の組織の有効性を高める必要がある。

・自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

【現状】

これまでも各学部・研究科・部署で作成した自己点検・評価報告書は、教授会・各種委員会等で、所定の手続きを経て審議されたものであり、適切である。また、それらの個別の報告書を、上述のとおり基本規程に基づき、教学委員会及び法人委員会、さらに学部等委員会及び法人分科会が推進している。総合的な自己点検・評価の基本計画は、基本委員会が決定し、具体的な自己点検・評価活動は、学部等委員会及び法人各部署が実施するなど全学的な自己点検・評価が実施されており、基本委員会及び法人委員会には学外者ともいえる校友評議員が加わり、自己点検・評価の過程からその検証等が行われている。従って、客観性・妥当性は適切であるといえる。

(大学に対する社会的評価等)

・大学・学部の社会的評価の検証状況

【現状】

「1997年度大学基準協会相互評価認定」により社会的評価を受けたが、その後全学的な学外からの評価システムは導入しておらず、正式な社会的評価は得ていない。しかし、1997年度以降、毎年度恒常的な自己点検・評価活動を実施し、報告書を作成・公表してきたことは前述したとおりである。

なお、理工学部では2006年3月に外部評価を実施し、7月末には報告書「我等に燃ゆる希望ありー2005年度自己点検・自己評価・外部評価ー明治大学理工学部」を作成・公表するなど積極的に社会的評価を受診した。

【問題点】

大学に対して、近年メディア・雑誌などで多くの評価が具体的に行われ、学長室をはじめとする大学の各部署、また各学部・研究科など検証を行っているが、それらを総合的に自己点検・評価プロセスに結び付けて検証するシステムは導入されていない。

【改善方針】

メディア・雑誌などによる評価を総合的に自己点検・評価プロセスに結び付けて検証するシステムを開発する必要がある。

・他大学にはない特色や「活力」の検証状況

【現状】

本学は、都市型大学として教育・研究活動を中心に社会貢献活動等様々な活動を展開している。本学独自の特色ある組織として大学博物館（刑事・商品・考古学）をはじめ、国際交流センター、心理臨床センター、大学史資料センター、知的資産センター及び社会連携促進知材本部、リバティ・アカデミー等が設置され、それぞれ活発な教育研究活動を展開している。また、独自に地域連携、人権教育・キャンパス・ハラスメント防止、環境保全活動、個人情報保護、国家試験対策、スポーツ振興、大学広報、校友会・父母会活動等に取り組み、本学に対する高い社会的評価の一翼を担っている。これらの特色ある活動のいくつかについては、「第17章 本学独自の特色ある点検・評価」として自己点検・評価を実施し、検証している。

【問題点】

大学規準協会の評価項目にしばられて、大学の特色ある活動が記述しにくい面がある。

【改善方針】

本学の教育・研究をステークホルダーにわかりやすく提示できる方法を検討する必要がある。

(大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応)

・文部科学省からの指摘事項および大学基準協会からの勧告などに対する対応

大学基準協会相互評価に対する対応ー「改善報告書」検討結果通知に対する再度報告

本学は、1997年度に大学基準協会相互評価認定通知を受けた際、問題点の指摘に関わる助言として8項目、勧告として2項目の改善報告を求められた。これを受けて、本学は改善策を推進し、2001年7月に「改善報告書」を提出するとともに、当該年度に作成した「自己点検・評価報告書」にも掲載した。

この改善報告書に対し、2002年3月、「講義室、演習室等の学生1人あたりの面積については、駿河台地区や生田地区において改善されているものの、和泉地区ではより狭あいになっている。講義室・演習室の設備を充実するとともに、教室使用率からみると不足はないとの報告がなされていたが、校舎建築に関する規制緩和が進んできており、今後の改善に向けた努力が期待される。」との概評を受け、「講義室・演習室・学生用自習室の学生1人あたりの面積が依然として狭あいであるので、改善されたい。」との検討結果通知を受けた。

本学は、これを真摯に受け止め、施設・設備のより一層の改善・充実を図ってきた。以下に2002年度以降の改善状況を、第14章 表1「講義室・演習室・自習室の面積の推移（2001年度～2006年度）」に基づき、駿河台地区、和泉地区及び生田地区ごとに記述する。

1. 駿河台地区の講義室、演習室について

駿河台地区では、2006年度現在、法学部、商学部、政治経済学部、文学部、経営学部の3・4年生及び情報コミュニケーション学部の3年生、法学研究科、商学研究科、政治経済学研究科、文学研究科、経営学研究科、ガバナンス研究科、グローバル・ビジネス研究科、会計専門職研究科及び法科大学院法務研究科の大学院生が学んでいる。なお、情報コミュニケーション学部（駿河台地区では2006年度から在籍）、ガバナンス研究科、グローバル・ビジネス研究科及び法科大学院法務研究科は2004年4月に、会計専門職研究科は2005年4月に開設し、短期大学は2004年4月に学生募集を停止している。

講義室・演習室及び自習室の合計面積は、第14章表1のとおり2003年度に若干の改善を図ったが、大きくは変わらず、在籍学生数の増によって1人あたり面積は減少した。しかし、2001年7月に提出した改善報告書において報告したとおり、駿河台B地区再開発計画に伴うアカデミーコモンが2003年12月に竣工し、2004年度から使用を開始したことにより、合計面積は2000年度の16,042㎡から2004年度は20,119㎡へと大幅に増加した。アカデミーコモンは、創立120周年記念事業の集大成として生涯教育や産学連携、専門職大学院等に対応するため、2000年度から建設計画を推進したものである。また、2005年度には14号館の改修等により、さらなる改善を図っている。

この結果、改善報告書検討結果通知を受けた2001年度時点と比較して、2006年度現在の状況は、講義室、演習室及び自習室の合計面積に対する在籍学生数1人当たりの面積は、1.37㎡から1.78㎡となり、大学基準協会の基準である1.5㎡を上回るようになった。

2. 和泉地区の講義室、演習室について

和泉地区では、2006年度現在、法学部、商学部、政治経済学部、文学部、経営学部及び情報コミュニケーション学部の1・2年生が学んでいる。なお、情報コミュニケーション学部は、前述したとおり、2004年4月の開設である。

講義室、演習室及び自習室の合計面積は、第14章表1のとおり2001年度に若干の改善を図ったが、駿河台地区と同様、大きくは変わらず、2003年度までは在籍学生数の減によって1人あたりの面積が増加したにすぎなかった。しかし、2004年4月の情報コミュニケーション学部開設等に伴い、和泉地区での教育をより一層充実・発展させることを目的として2002年度から和泉新教育棟建設計画を推進した。この和泉新教育棟は、和泉メディア棟として2005年3月に竣工し、2005年度から使用を開始したことにより、合計面積は2000年度の12,487㎡から2005年度は22,415㎡へと大幅に増加した。和泉メディア棟は、最先端のマルチメディア機器を利用した教育、小教室を中心としたコミュニケーション型教育、情報設備と視聴覚設備を統合した自学自習システムなど高度情報化に対応した教育の実現を図るものである。

この結果、改善報告書検討結果通知を受けた2001年度時点と比較して、2006年度現在の状況は、講義室、演習室及び自習室の合計面積に対する在籍学生数1人当たりの面積は、1.26㎡から2.08㎡となり、大学基準協会の基準である1.5㎡を上回るようになった。

3. 生田地区の講義室、演習室について

生田地区では、2006年度現在、理工学部及び農学部の1～4年生、理工学研究科及び農学各研究科の大学院生が学んでいる。

講義室、演習室及び自習室の合計面積は、改善報告書検討結果通知を受けた2001年度時点で在籍学生数1人当たりの面積は、大学基準協会の基準である1.5㎡を上回っていた。しかし、かねてから耐震補強工事が検討されていた理工学部3号館の代替施設として、2001年度から1号館を授業の支障のないよう配慮しながら順次立て替えていく建替え計画を推進した。この新築工事によって、2002年8月にI期工事を終了して後期から使用開始、2004年3月に生田第二校舎A館として竣工したことにより、合計面積は2000年度の12,248㎡から2003年度は17,456㎡へと増加した。生田第二校舎A館は、研究活動をフル活用し、大学院重点化という新しい時代の要請に応える新拠点であり、また、単に教室、実験室だけでなく、研究者と学生のコミュニケーションの場としての空間も確保されている。

この結果、改善報告書検討結果通知を受けた2001年度時点において、講義室、演習室及び自習室の合計面積に対する在籍学生数1人当たりの面積は1.53㎡であったが、2003年度は2.29㎡とさらに改善された。なお、2005年度に理工学部、農学部校舎の改修工事等を行ったため、2006年度現在、合計面積は16,270㎡に減少したが、在籍学生数1人当たりの面積は、2.27㎡となっている。

4. まとめ

このように、本学は、教育・研究の一層の充実を図るため、最新の情報機器と空調設備を備えた講義

室等の建設計画を進め、施設・設備面の改善を図ってきた。この結果、2001年度時点で講義室、演習室及び自習室の合計面積の学生1人あたり面積が大学基準協会の基準である1.5㎡を越えていたのは生田地区のみであったが、駿河台地区、和泉地区においても1.5㎡を達成した。しかし、講義室、演習室及び自習室それぞれについて1.5㎡を越えているのは、和泉地区の講義室のみである。今後とも、講義室・演習室等の設備・環境等勉学条件の更なる改善を進め、内容の充実を図って行くことが本学の変わらない施策である。

第14章 表1 講義室・演習室・自習室の面積の推移(2001年度～2006年度) 2006年5月1日現在

地区	年 度 面 積	2001	2002	2003	2004	2005	2006
駿 河 台	在籍学生数	11,740	12,124	12,769	12,102	11,163	11,858
	講義室総面積(㎡)	11,100	11,100	11,100	12,605	11,970	11,970
	講義室総面積(㎡) / 在籍学生数	0.95	0.92	0.87	1.04	1.07	1.01
	演習室総面積(㎡)	3,788	3,788	3,579	4,815	5,365	5,365
	演習室総面積(㎡) / 在籍学生数	0.32	0.31	0.28	0.40	0.48	0.45
	自習室総面積(㎡)	1,154	1,154	1,852	2,699	3,754	3,754
	自習室総面積(㎡) / 在籍学生数	0.10	0.10	0.15	0.22	0.34	0.32
	講義室・演習室・自習室の合計面積(㎡)	16,042	16,042	16,531	20,119	21,089	21,089
	合計面積(㎡) / 在籍学生数	1.37	1.32	1.29	1.66	1.89	1.78
和 泉	在籍学生数	10,437	9,802	8,830	9,564	10,647	10,758
	講義室総面積(㎡)	11,151	11,151	11,151	11,151	20,034	20,034
	講義室総面積(㎡) / 在籍学生数	1.07	1.14	1.26	1.17	1.88	1.86
	演習室総面積(㎡)	1,237	1,237	1,237	1,237	2,167	2,167
	演習室総面積(㎡) / 在籍学生数	0.12	0.13	0.14	0.13	0.20	0.20
	自習室総面積(㎡)	426	426	426	426	214	214
	自習室総面積(㎡) / 在籍学生数	0.04	0.04	0.05	0.04	0.02	0.02
	講義室・演習室・自習室の合計面積(㎡)	12,814	12,814	12,814	12,814	22,415	22,415
	合計面積(㎡) / 在籍学生数	1.23	1.31	1.45	1.34	2.11	2.08
生 田	在籍学生数	7,893	7,818	7,632	7,523	7,220	7,178
	講義室総面積(㎡)	9,476	9,476	12,027	12,027	10,410	10,410
	講義室総面積(㎡) / 在籍学生数	1.20	1.21	1.58	1.60	1.44	1.45
	演習室総面積(㎡)	1,898	1,898	4,555	4,555	4,555	4,555
	演習室総面積(㎡) / 在籍学生数	0.24	0.24	0.60	0.61	0.63	0.63
	自習室総面積(㎡)	874	874	874	874	1,305	1,305
	自習室総面積(㎡) / 在籍学生数	0.11	0.11	0.11	0.12	0.18	0.18
	講義室・演習室・自習室の合計面積(㎡)	12,248	12,248	17,456	17,456	16,270	16,270
	合計面積(㎡) / 在籍学生数	1.55	1.57	2.29	2.32	2.25	2.27

注1. 在籍学生数は、当該年度5月1日現在の一部各学部、大学院及び短期大学（2005年度まで在籍）の合計在籍学生数。

2. 総面積は、当該年度末現在の数値（但し、2006年度は2005年度末現在）。

3. 各総面積(㎡) / 在籍学生数は、（各室総面積 ÷ 在籍学生数）で算出した学生1人当りの面積。小数点第2位未満は四捨五入。

明治大学自己点検・評価規程に基づく自己点検・評価体制組織図

<p>(組織)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長(委員長) 20名 ・学長 1名 ・理事長が指名する常勤理事 1名 ・各学部長及び大学院長 2名 ・理事長が指名する学識経験者 9名 (任務等) 7名 <ul style="list-style-type: none"> ・全学委員会から提出された自己点検・評価報告書を評価し、その結果を報告する。 	<p>← * 報告書の提出</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------

* 評価結果の報告

<p>(組織)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長(委員長) 21名 ・理事長が指名する常勤理事 1名 ・一部教務部長、二部教務部長及び学生部長 2名 ・各学部教授会から推薦された専任教員各1名 3名 ・大学院委員会から推薦された専任教員 8名 ・学長が指名する専任教員 1名 ・理事長が指名する事務管理職 3名 <p>(任務)</p> <p>○次に掲げる事項について審議するとともに、その決定に基づき総合的な自己点検・評価を実施する。</p> <p>【審議事項】①大学の理念、将来構想及び改善方針 ②基本計画 ③対象となる範囲、分野、項目等 ④組織及び体制 ⑤結果に基づく検証 ⑥結果に基づく改善策の策定 ⑦報告書の作成及び公表 ⑧認証評価申請 ⑨その他必要な事項</p> <p>(自己点検・評価学部等委員会の設置)</p> <p>○各学部、大学院研究科及びび付属機関並びに点検・評価項目に関連する教学及び法人の各部門にそれぞれ自己点検・評価学部等委員会を置く。</p> <p>○学部等委員会は、全学委員会における審議・決定に基づき、自己点検・評価を主体的かつ具体的に実施する。</p> <p>(自己点検・評価報告書の作成・提出)</p> <p>○学部等委員会は、自己点検・評価の結果に基づき、報告書を作成し全学委員会に提出する。</p> <p>○全学委員会は、学部等委員会から提出された報告書に基づき、総合的な報告書を作成し、評価委員会に提出する。</p> <p>(自己点検・評価結果の公表)</p> <p>○全学委員会は、評価委員会からの評価結果を付して報告書を学内外に公表する。</p>	<p>→ * 実施の依頼</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------

自己点検・評価全学委員会

※ 設置する主な学部等委員会は以下のとおり

法学部自己点検・評価委員会	法学研究科	法学研究科	法学各機関自己点検・評価委員会
商学部自己点検・評価委員会	商学研究科	商学研究科	和泉委員会
政治経済学部自己点検・評価委員会	政治経済学研究科	政治経済学研究科	教職課程
文学部自己点検・評価委員会	文学研究科	文学研究科	社会教育主事課程
理工学部自己点検・評価委員会	理工学研究科	理工学研究科	学芸員養成課程
農学部自己点検・評価委員会	農学研究科	農学研究科	司書課程
経営学部自己点検・評価委員会	経営学研究科	経営学研究科	司書教諭課程
情報コミュニケーション学部自己点検・評価委員会	情報コミュニケーション研究科	情報コミュニケーション研究科	学部間共通外国語教育運営委員会
大学院自己点検・評価委員会	大学院自己点検・評価委員会	大学院自己点検・評価委員会	学部間共通科目運営委員会
専門職大学院自己点検・評価委員会	専門職大学院自己点検・評価委員会	専門職大学院自己点検・評価委員会	研究指導室
図書館自己点検・評価委員会	図書館自己点検・評価委員会	図書館自己点検・評価委員会	法制研究指導室
博物館自己点検・評価委員会	博物館自己点検・評価委員会	博物館自己点検・評価委員会	経理研究指導室
国際交流センター自己点検・評価委員会	国際交流センター自己点検・評価委員会	国際交流センター自己点検・評価委員会	行政研究指導室
情報科学センター自己点検・評価委員会	情報科学センター自己点検・評価委員会	情報科学センター自己点検・評価委員会	教員研修(FD)委員会
心理臨床センター自己点検・評価委員会	心理臨床センター自己点検・評価委員会	心理臨床センター自己点検・評価委員会	その他点検・評価に必要な教学機関委員会
研究・知財戦略機構自己点検・評価委員会	研究・知財戦略機構自己点検・評価委員会	研究・知財戦略機構自己点検・評価委員会	学生関係自己点検・評価委員会
社会科学研究所	社会科学研究所	社会科学研究所	就職関係自己点検・評価委員会
人文科学研究所	人文科学研究所	人文科学研究所	大学史資料センター自己点検・評価委員会
科学技術研究所	科学技術研究所	科学技術研究所	リパティ・アカデミー自己点検・評価委員会
知的資産センター自己点検・評価委員会	知的資産センター自己点検・評価委員会	知的資産センター自己点検・評価委員会	施設・設備
			法人自己点検・評価委員会
			事務組織
			その他点検・評価項目

II 学部・研究科

1-1 法学部

【目的・目標】

各教員個人ではなく組織によって自己点検・評価を行ない、さまざまな問題点を厳正かつ客観的に洗い出すことで、社会が大学に対して求めている現代的な教育を可能にするためのシステム構築を不断に追求していく。

（自己点検・評価）

・自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

【現状】

1996年の本学部教授会において「本学部自己点検・評価委員会規程」が定められ、それに基づいて7名の委員によって自己点検・評価の作業が実施されている。各委員の担当項目の分担設定、執筆、同内容の検討等、年数回の会議を重ね、本学部執行部との連携のもとに、修正、加筆等を行いながら、報告書を完成するというのがその作業過程である。自己点検評価の結果を教授会に報告し、各教員が共通認識を形成するよう努めている。

【問題点】

改革を行っている各種委員会を代表でき、個々の項目に精通している委員が構成員として参加していないために、残念ながら、今年度に関しては、本委員会は十分な活動を行い得ない部分もあった。

【問題点に対する改善方針】

来年度は、実質的な活動ができる状況を、本学部として作り上げていくつもりである。そのためには、構成員の見直しや作成時期（繁忙期に点検評価を行わなければならない）についても早急に検討しなければならない。

（自己点検・評価と改善・改革システムの連結）

・自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

【現状】

本学部自己点検・評価委員会は、学部内の独立した委員会として構成されている。また、今年度からは、学部の年度計画書の記載項目を自己点検・評価の項目と合わせることになった。

こうした改革によって、学部の現状、課題、改革の結果等を客観的に分析可能となり、また、計画書に基づく実施・検討状況を点検・評価しやすくなった。

（自己点検・評価に対する学外者による検証）

・自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

【現状】

自己点検・評価の結果は、学部教授会に報告され、意見を聴取するとともに、教学自己点検・評価報告書に集約され、公表されている。

【問題点】

学部の教員によって構成されている自己点検・評価委員会のみで、作業の厳正さと客観性を十全に達成し得るか、という疑問も生じ得る。

【問題点に対する改善方針】

大学基準協会等の外部機関によって報告書の評価がなされるべきであるし、また、これがどの程度有効に作用したかについても、チェックがなされるべきである。

・外部評価を行う際の、外部評価者の選任手続の適切性

【現状】

本学部単独では外部評価者を受け入れていない。

(大学に対する社会的評価等)

- ・ **大学・学部の社会的評価の検証状況**
- ・ **他大学にはない特色や「活力」の検証状況**

【現状】

大学・学部に対する社会的評価がどのようになっているか、また、特色ある教育研究がなされているか否か。これらについて、学部として十分に把握しているとは言い難い。また、大学・学部に対する社会的評価の把握が十分でないため、現在の教育システムが時代に即応し、かつ適切に行われているかどうか明瞭でない。

今後は、大学・学部に対する社会的評価を検証するための組織を早急に立ち上げる必要がある。

(大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応)

- ・ **文部科学省からの指摘事項および大学基準協会からの勧告などに対する対応**

【現状】

法人部署を窓口として、適宜対応しているが、ロースクールの教員と本学部の教員枠とが必ずしも結びつかない点については今後も注意を要するものと思われる。なお、本学部における留年生数は半減したし、専任教員の担当授業時間のアンバランスや教員1人当たり学生数の多い点などについても改善が進んでいる。それに伴って、専任教員の研究活動も盛んになってきた。

【問題点】

学部における留年生数の半減に伴い、特定必修科目の履修時における担当教員の自由選択制の一層の拡充が望まれる。また、専任教員の担当授業時間については、大学全体として上限（他大学の非常勤も含む）を定めることも必要であろう。なお、大学院法学研究科博士後期課程の定員充足率が十分でない。

【問題点に対する改善方針】

専任教員の研究活動をさらに盛んにするために、授業担当時間や各種委員会等の校務負担を組織的に減らすことを検討する必要がある。大学院の定員充足率を改善するためには、学部次元にとどまらず大学全体での取り組みが必要と考えられる。

1-2 法学研究科

【目的・目標】

現状を誰が見てもわかるように正確に記述し、適切な評価をすることによって、諸制度についての将来の改善方針を樹立することを目的とする。

(自己点検・評価)

- ・ **自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性**

【現状】

毎年、大学当局の方針や報告書の記述方法が変わり、一貫性がないため、各年度の比較が著しく困難になっており、単に作成義務を履行するための業務となっているのが現状である。

【問題点】

現状のところ上述したとおり、大学当局に一貫性がなく、有効活用についての熟慮が欠けている。

【問題点に対する改善方針】

報告書の基本方針、作成方法等について、熟慮の上、例えば5年間は一定のものでいくといった決定が必要である。

- ・ **自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性**

【現状】

カリキュラム等検討委員会が設置され、適宜、制度上の問題点の検討改善に向けた方策を検討している。

【問題点】

研究科内部では解決されない問題が多くある。

【問題点に対する改善方針】

年度計画書に基づき、問題の解決を図る。

(自己点検・評価に対する学外者による検証)

- ・自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性
- ・学外の専門的研究者等による評価の適切性

【現状】

行われていない。

【問題点】

学外者の検証はなされていない。

【問題点に対する改善方針】

学外者による検証へ向けた学内での整備が必要である。

2-1 商学部

【目的・目標】

本学部の現状を客観的視点から適切に把握し、評価結果を基礎に学部改革の方向性を明示し、教育・研究の向上に資するような仕組みになっていることが目的である。

(自己点検・評価)

- ・自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

【現状】

本学部においては自己点検・評価が十分に機能しているのか、不断に計画・実行・評価のプロセスが進展しているのかを検証することが目的である。そのため 1997 年度より「本学部自己点検・評価委員会」を設置し、さらに 2003 年度に学部内各種委員会の委員長を主たる構成員とする委員会に改組し、2004 年度より新しい委員会組織のもとで自己点検・評価を行った。2005 年度は、さらに委員会としての実効性を高めるために再度、機構改革を行った。

このように本学部内の各種委員会の委員長に自己点検・評価委員会のメンバーとして参画してもらう形をとっているため、本学部が抱える各種課題を自己点検・評価に反映させることができる。

【問題点】

各種委員会の委員長の任期が単年度なので、委員長の交代に伴う評価の連続性という面で問題がある。また、自己点検・評価項目の中に学部教員では評価しがたい項目があり、限界がある。

【問題点に対する改善方針】

自己点検・評価委員会の組織変革をさらに進め、早急に所要の“自己点検→評価→改善提案”サイクルの確立に向けた検討に着手する。たとえば、事務職との共同作業、学生からのアンケートなど、自己点検・評価を行うための基礎資料の収集方法について、別途、規定を定める必要がある。

- ・自己点検・評価プロセスに、学生・卒業生や雇用主などを含む学外者の意見を反映させる仕組みの導入状況

【現状】

「自己点検・評価」プロセスに学生や卒業生、雇用主などを含む学外者の意見を反映させる公式の仕

